

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

2 基本方針

共生社会の実現に向けて、本計画が掲げる基本方針は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ

地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」
地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。

近年、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの福祉制度は充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない地域生活課題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、多様な価値観を認め合い、つながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。

今後、人口減少が避けられない中で、地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉を社会福祉施策の中心として位置付け、だれもが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

基本方針Ⅱ

支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築します。

複合・複雑化する地域生活課題の解決を図るためには、必要な専門的知識や社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域団体、企業、行政等あらゆる主体の参画と協働が必要です。

また、だれもが必要な福祉の制度やサービスを知り、適切な支援を受けることができる環境整備を進める必要があります。

そのためには、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の専門的知識や技能・技術が不可欠です。

また、社会福祉法人も、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な地域生活課題の解決を図るための実践者として重要な役割が期待されています。

行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていく必要があります。

基本方針Ⅲ

教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、 「滋賀の福祉人」づくりの推進

地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合・複雑化する地域生活課題に対応ができる人材の育成を支援します。

地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあたり大変重要なことです。このため、専門的な知識・技能を持った人材の確保および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。

また、福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応し得る断らない、複合・複雑化する支援ニーズに気付き、対応できる福祉人材の育成も大切です。

また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重要です。